

# 資料 3

建築・都市整備・道路委員会  
令和元年9月11日  
道路局

## 市第76号議案 令和元年度 横浜市一般会計補正予算

### (第1号) (関係部分) の概要

今回の補正では、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴う補正予算、国直轄事業に係る通知額が当初予算に比べ減額となったことに伴う補正予算等を編成します。

#### 1 歳入歳出予算の補正

(1) 国の認証等を踏まえた補正

3事業 1,733,544千円

(内訳)

(単位:千円)

款 項 目 及 び 理 由	補 正 額
12款2項3目 道路特別整備費 (国庫補助事業の認証が当初予算を上回ったことによる増額補正。 橋梁の老朽化対策工事等を実施。)	2,685,235
12款2項4目 街路整備費 (国庫補助事業の認証が当初予算を上回ったことによる増額補正。 連続立体交差事業において、星川駅及び天王町駅の本設化等を実施。)	704,644
12款2項6目 道路費負担金 (国直轄事業に係る通知額が当初予算を下回ったことによる減額補正。)	▲ 1,656,335

## (2) 歳入歳出予算額の内訳

歳入予算について国庫支出金及び市債を、歳出予算について事業費及び財源を補正します。

(歳入) 款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
	千円	千円	千円		千円
18款 国庫支出金					
1項 国庫負担金					
3目 道路費国庫負担金	8,128,316	2,094,157	10,222,473	(1)道路特別整備費負担金	760,957
				(2)街路整備費負担金	1,333,200
2項 国庫補助金					
11目 道路費国庫補助金	8,759,930	▲ 281,135	8,478,795	(2)道路特別整備費補助金	714,098
				(3)街路整備費補助金	▲ 995,233
25款 市債					
1項 市債					
10目 道路債	30,566,000	▲ 140,000	30,426,000	(2)道路特別整備費充当債	1,151,000
				(3)街路整備費充当債	366,000
				(5)道路費負担金充当債	▲ 1,657,000

(歳出) 款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12款 道路費	90,336,751	1,733,544	92,070,295	1,813,022	▲ 140,000	0	60,522
2項 道路整備費	62,000,065	1,733,544	63,733,609	1,813,022	▲ 140,000	0	60,522
3目 道路特別整備費	10,071,206	2,685,235	12,756,441	1,475,055	1,151,000	0	59,180
4目 街路整備費	35,882,535	704,644	36,587,179	337,967	366,000	0	677
6目 道路費負担金	11,254,000	▲ 1,656,335	9,597,665	0	▲ 1,657,000	0	665

<参考> 議案書 39 ページから 45 ページについて道路局関係部分を抜粋

## 2 債務負担行為の補正（予算外義務負担の変更）

### （1）主要地方道原宿六ツ浦の工事請負契約の締結に係る予算外義務負担

【変更理由】

主要地方道原宿六ツ浦整備事業のトンネル工事について、工期及び設計内容の見直しを実施したことに伴い、予算外義務負担の期間及び限度額を変更します。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
主要地方道原宿六ツ浦の工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和2年度から 令和4年度まで	<u>5,700,000千円</u>	令和2年度から 令和5年度まで	<u>7,700,000千円</u>

<参考> 議案書 35 ページについて道路局関係部分を抜粋

### （2）末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担

【変更理由】

末吉橋架替工事について、河川管理者である国との協議により、治水上の安全対策の追加工事を求められたこと等に伴い、予算外義務負担の限度額を変更します。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
末吉橋架替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和元年度から 令和10年度まで	<u>4,500,000千円</u>	令和元年度から 令和10年度まで	<u>5,000,000千円</u>

<参考> 議案書 36 ページについて道路局関係部分を抜粋

### 3 市債の補正

市債について、市債発行限度額を補正します。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路特別整備費	千円 <u>3,299,000</u>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	千円 <u>4,450,000</u>	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和元会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
街路整備費	<u>10,940,000</u>				<u>11,306,000</u>			
道路費負担金	<u>11,174,000</u>				<u>9,517,000</u>			

<参考> 議案書 37 ページについて道路局関係部分を抜粋